

(仮称) 三田市文化ビジョンの位置づけと対象とする文化の定義

1 ビジョンの対象

文化芸術基本法に準拠、うち「文化財等」については、おおむね 50 年以上前から伝承されている有形及び無形の文化遺産（地域文化遺産）に読み替え

2 位置づけの確認

名称：三田市文化芸術ビジョン

文化芸術振興施策立案の指針（2021～2030、2025 中間見直し）

検討委員会の答申に基づいて市が決定。

(参考) 文化芸術基本法

第八条 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）

第九条 映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）

第十条 雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）

第十一条 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）

第十二条 生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）
国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等

第十三条 有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）